

## 平成20年瑞穂町教育委員会第12回定例会 会議録

平成20年12月1日瑞穂町教育委員会第12回定例会が瑞穂町ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 吉岡 康君 ・ 2番 吉野 ゆかり君 ・ 3番 4番 戸田 祐佳君 ・ 大澤 利夫君  
5番 岩本 隆君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆君 ・ 教育部長 村山 正利君 ・ 学校教育課長 村野 香月君 ・ 学校教育課主幹 谷合 しのぶ君  
社会教育課長 横沢 真君 ・ 図書館長 桶田 潔君 ・ 課長補佐(事務局) 横澤 和也君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 委員長の選挙

日程第2 委員長職務代理者の選挙

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 委員長・教育長 業務報告

日程第5 議案第52号 専決処分の承認について(瑞穂町スポーツ賞表彰者の決定)

日程第6	議案第53号	瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
日程第7	議案第54号	瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令
日程第8	議案第55号	瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則
日程第9	議案第56号	平成20年度瑞穂町文化賞及び瑞穂町文化奨励賞表彰候補者について
日程第10	報告事項1	瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱

開会 午後3時00分

課長補佐 只今の出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年瑞穂町教育委員会第10回定例会を開催いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

課長補佐 日程第1 委員長の選挙に入ります。9月30日をもって、委員長の任期が満了となりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、委員のうちから委員長選挙を行うものです。選挙の方法につきましては、教育委員会会議規則第6条第1項の規定により、単記無記名投票によるものとされています。また、同条第3項の規定により、委員の中に異議のないときは、指名推薦の方法を取ることができます。どちらの方法で行うか、委員のみなさまにご意見を伺いたいと思います。また、委員長の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項により、1年となっております。まずは、選考の方法をお伺いしたいと思います。

吉野委員 指名推薦でお願いしたいと思います。

課長補佐 ただ今、指名推薦という発言がありましたが、みなさまご異議ございませんでしょうか。

- 各委員 異議なし。
- 課長補佐 異議なしということで、指名推薦により委員長の推薦をしたいと思います。どなたか、ご指名をお願いします。
- 吉岡委員 前委員長職務代理者の大澤委員に委員長をお願いしたいと思います。
- 課長補佐 ほかにはございませんか。
- 課長補佐 ただ今、吉岡委員より、前委員長職務代理者の大澤利夫委員ということでご指名がありましたが、みなさまの意見を伺いたいのですが、ご異議はございませんでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 課長補佐 異議なしということで、大澤委員が委員長に当選されました。新委員長である、大澤委員長にご挨拶をいただきたいと思います。
- 大澤委員長 ただ今、ご指名を受けました大澤です。年功序列ということでのご指名かと受け止めております。そういう意味では、みなさまからのご指導、ご鞭撻をいただきながら、職責を全うできたらと考えております。その意味で、暖かいご支援とご協力を願いしたいと思います。また、慣れないことですので、色々なことで戸惑うこともあるかと思いますが、ご容赦をいただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。
- 課長補佐 ありがとうございました。それでは、よろしくお願いしたいと思います。
- 課長補佐 申し訳ありませんが、ここで委員長に席の移動をしていただき、以後の進行をお願いしたいと思います。
- 大澤委員長 それでは、日程第2 委員長職務代理者の選挙に入ります。9月30日をもって、委員長職務代理者の任期が満了となりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、委員長職務代理者の指定を行うものです。委員長職務代理者の指定につきましては、会議規則第7条の規定により、委員長選挙の規定を準用することになっております。何かご発言がありましたら、お願いします。
- 吉岡委員 委員長と同じく、指名推薦という方法はどうでしょうか。

- 大澤委員長 委員長選挙と同じ規定を準用するということもありましたし、指名推薦という声もありましたが、いかがでしようか。
- 各委員 異議なし。
- 大澤委員長 それでは、指名推薦をお願いしたいと思います。どなたか推薦する方がいらっしゃれば、ご指名をお願いします。
- 吉岡委員 吉野委員にお願いしたいと思います。
- 大澤委員長 ただ今、吉野委員という推薦がありました、いかがでしょうか。
- 吉野委員 吉岡委員にお願いしたいと思います。
- 岩本教育長 先ほど、大澤委員長の就任のご挨拶に、年功というお言葉がありましたから、年功により就任していただいてはいかがでしょうか。
- 大澤委員長 3人より、それぞれご意見がございましたが、ただ今、教育長よりご発言がありましたが、いかがでしょうか。
- 吉岡委員 異議なし。
- 大澤委員長 吉野委員、いかがでしょうか。
- 吉野委員 一言よろしいでしょうか。長ければ良いというものではなく、1年間吉岡委員のご発言を聞いてきましたが、私よりよほどしっかりしていると思い、ふさわしいと考え、推薦させていただいたのですが。
- 岩本教育長 本人では言い難いことかと思いますので、私からお話しさせていただくと、今回、吉岡委員の再任に当たり、健康上の理由をずいぶんと上げていらっしゃいました。健康上の理由ということであれば、ご辞退申し上げたいというのが吉岡委員の考えではないかと思います。全てを勘案した時に、委員長の就任が大澤委員長の年功という考えでしたら、職務代理者も同じように長くやってらっしゃる方にお願いできたらと思います。
- 大澤委員長 岩本教育長の強いご意見かと思いますが、吉野委員いかがでしょうか。

- 吉野委員 分かりました。
- 各委員 よろしくお願ひいたします。
- 大澤委員長 吉野委員を委員長職務代理者に指名いたします。よろしくお願ひいたします。
- 大澤委員長 続きまして、議席の決定を行います。議席の決定は、会議規則第5条の規定により、くじで行うことになっておりますので、これよりくじを行います。
- 課長補佐 議席の決定は会議規則第5条の規定にあり、会議の運営上、5番を委員長。事務方の長であります、教育長を4番とさせていただきたいと思います。そして、1・2・3番をくじで3人の委員に引いていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
- 各委員 はい。
- 課長補佐 引く順番としては、今、座っていただいている席順として、よろしいでしょうか。
- 各委員 はい。
- 課長補佐 それでは、戸田委員からお願ひします。戸田委員が3番。吉岡委員が1番。吉野委員が2番となりました。
- 大澤委員長 くじを引いていただいた結果、1番吉岡委員、2番吉野委員、3番戸田委員、4番岩本教育長、5番委員長という席順となりました。議席については、本日より採用させていただきたいと思います。申し訳ありませんが、席の移動をお願いします。
- 大澤委員長 日程第3 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、委員長において、1番 吉岡委員を指名いたします。
- 大澤委員長 日程第4 諸報告を行います。初めに教育長より報告願います。
- 岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。
- 大澤委員長 委員長としては、特に今日の段階では報告することはございません。

- 大澤委員長 教育長のみの報告となりましたが、何か質疑がありましたら、お願いします。
- 各委員 (質疑なし)
- 大澤委員長 質疑もないようですので、諸報告を終了いたします。
- 大澤委員長 日程第5 議案第52号 専決処分の承認について（瑞穂町スポーツ賞表彰者の決定）を議題といたします。
- 教育長より提案理由の説明を求めます。
- 岩本教育長 議案第52号 専決処分の承認についての提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町スポーツ賞表彰者の決定について、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したいので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。
- 平成20年度瑞穂町スポーツ優秀賞・奨励賞について、瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき、瑞穂町スポーツ賞表彰審査会の答申により、別紙該当者を表彰するものであります。瑞穂町スポーツ優秀賞11件、瑞穂町スポーツ奨励賞8件を専決処分させていただいたものであります。
- なお、資料といたしまして、該当者の名称、主な成績等を添付しておりますので、慎重ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。
- 大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がありましたら、発言を許します。
- 吉岡委員 ひとつは、この推薦についての専決ということですが、こういう専決は、もっと早く取るべきだったのではないか。前年は、1日に会議で7日が体育祭。今年は、1日に会議で5日が体育祭。平成18年度も近々だったので、専決処分の承認といったものであれば、もっと早くに取るべきだったと思います。
- 次に奨励賞についてですが、11件中8件、2件の方は平成15年度にいたいでいて、あと一人の方は、菅生中学校に在学ということで、教育委員会の表彰なので止むを得ないのかなと思うのですが、表彰審議会では、この方についての議論等はあったのでしょうか。

岩本教育長 8月末までの表彰対象ということで、非常に時間がない中で審査と教育委員会の開催のずれが生じているということですから、来年はもう少し良いやり方を事務局で考えているところであります。

社会教育課長 もっと早くというお話しがありました、前年の9月1日から当年度の8月31日までの成績を対象にしております。9月1日までに推薦していただき、それから審査委員会に諮問しまして、答申をいただきます。今年度は、9月11日に審査委員会を開催しまして、答申が9月24日となりました。今回、専決処分とさせていただいたのですが、答申書を配布するのが遅くなってしましましたので、もっと早く配布できるようにしたいと考えております。

2点目の3名につきまして、要綱により中学生については、対象が瑞穂町立小・中学校という規定となっております。しかし、これについては審査委員会でも意見が出ており、要綱について審査委員会で見直し、来年度は要綱を改めた形で考えていくたいと思います。

中学生の表彰について、水泳大会において小野くんや伊藤さんが、全国大会や関東大会に出場しております。平成15年度に受賞したときより立派な成績ではありましたが、現在の要綱では、同じ種目であれば受賞できないという規定になっており、現在中学3年生のため、高校へ進学しても頑張ってほしいという意見が出ました。このことについても、審査委員会で見直していきたいということで、検討していきたいと考えております。

大澤委員長 吉岡委員、いかがでしょうか。

吉岡委員 この推薦をしていただいた方は、納得していただけたかと思います。そういう方向で見直していただけたらと思います。

大澤委員長 ほかにございませんか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。それでは、お諮りいたします。議案第52号

を原案通り承認することに、異議ありませんか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第52号の専決処分を承認することに決定しました。

大澤委員長 日程第6 議案第53号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第53号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町耕心館の指定管理者の指定に伴い、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。

新旧対照表をご覧ください。第2条の表で「耕心館係」の項を削り、第6条の表で社会教育係の項に「耕心館に関すること」を加え、「耕心館係」の項を削るものであります。附則といたしまして、この規則は、平成20年10月1日から施行するものであります。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がありましたら、発言を許します。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第53号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第53号を原案通り可決すること

にご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第7 議案第54号 瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令を議題とします。提出者より、提案理由を求めます。

岩本教育長 議案第54号 瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町耕心館の指定管理者の指定に伴い、瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。

新旧対照表をご覧ください。別表の社会教育課の項中「耕心館又は」を削るものであります。附則といたしまして、この規則は、平成20年10月1日から施行するものであります。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がありましたら、発言を許します。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第54号に対する討論を行います。いかがでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第54号を原案通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

- 大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。
- 大澤委員長 日程第8 議案第55号 瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則を議題とします。  
提出者より、提案理由の説明を求めます。
- 岩本教育長 議案第55号 瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。
- 体育施設等予約システムを導入するため、規則を制定し、これに関連する規則を整備する必要があるので、本案を提出するものであります。
- この規則は、瑞穂町教育委員会が管理する体育施設等施設予約システムの運用及び利用者登録について、必要な事項を定めるものであります。附則といたしまして、この規則は、平成20年11月10日から施行するものです。詳細につきましては、横沢社会教育課長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。
- 社会教育課長 議案第55号 瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則について、ご説明を申し上げます。
- 現在の「瑞穂町体育施設等」の予約方法は、予約時間や申込み場所が限定され、予約状況についてもスカイホールの窓口で確認をしておりました。今回のシステムを導入することにより、パソコン、または携帯電話により予約状況を確認することができ、また、仮予約ができるようにするものです。本システムを導入することにより、利用者の利便性の向上と、「いつでも」「どこでも」予約できるようにするものです。なお、本予約につきましては、従来どおりスカイホール窓口で許可書を発行するものです。
- 本予約システムを導入するために、新規に規則を策定し、これに関連する規則を整備するものです。
- 内容について、ご説明申し上げます。第1条では、趣旨について、第2条では、用語の意義について、定める

ものでございます。別表第1をご覧ください。ここでいう体育施設等とは、瑞穂中央体育館、瑞穂町営グランド、瑞穂町営第2グランド、瑞穂町営第2庭球場、瑞穂武道館、瑞穂町営少年サッカー場、及び瑞穂ビューパーク競技場です。第3条では、利用者の登録について、第4条では、利用者登録の申請等について、定めるものでございます。第5条では、利用者登録証について定めるものでございます。利用者には、登録証を交付いたします。第6条では、利用者登録の変更及び廃止について、第7条では、登録証の再交付について、第8条では、利用者登録の取り消しについて、定めるものでございます。第9条では、施設予約の申込みについて、定めるものでございます。登録者のパソコンや携帯電話から、施設予約システムにインターネットで接続するものです。第10条では、施設予約の受付時間について、定めるものであります。午前8時30分から翌日の午前0時までとするものです。第11条は、施設予約の申込み手続きについて、定めるものでございます。申込みについては、一施設あたり、1人1回を限度に申し込むことができます。従来の申込みとの変更はありません。同条第5項により施設予約を確定するものです。第12条では、施設予約の取消し、第13条では、施設予約の無効及び制限について、定めるものでございます。当日までに本予約しない場合に関して、制限をつけるものでございます。第14条では、委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、この規則は、平成20年11月10日から施行するものであります。また、システム導入に伴い、瑞穂町体育施設条例施行規則の一部を次のように改正するものです。瑞穂町体育施設条例施行規則 新旧対照表をご覧ください。第1条、第2条につきましては、文言の整理でございます。第3条休場日につきましても文言の整理でございます。第4条の使用の申請について、抽選会についての文言と「3日前」を削除し、文言を整理するものでございます。また、第3項を新たに加え、瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の規定を定めるものでございます。同条第4項で、抽選会について定めたものです。第5条については、文言の整理をするものでございます。

附則といったしまして、この規則は、平成20年11月10日から施行するものでございます。また、別表（第2条関係）につきましても文言の整理でございます。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がありましたら、発言を許します。

吉野委員 第7条第4項において、利用者登録において必要な措置とありますが、具体的にどのようなものでしょうか。

社会教育課長 こちらは、紛失等をした際に再交付を行うため、本人確認等させていただくものです。

吉野委員 はい、分かりました。

大澤委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

吉岡委員 第10条に、施設予約の申込みは、午前8時30分から翌日午前0時までとありますが、ここまで遅くまでする必要があるのでしょうか。いくらインターネットを使っても、もっと限定しても良いように思うのですが。

社会教育課長 サービスの向上ということで、午後10時、午後11時という議論もありました。また、24時間いつでもということもありましたが、午前0時までということで限定させていただきました。

大澤委員長 ほかにございませんか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第55号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第55号を原案通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

- 大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。
- 大澤委員長 日程第9 議案第56号 平成20年度瑞穂町文化賞及び瑞穂町文化奨励賞表彰候補者についてを議題とします。提出者より、提案理由を求めます。
- 岩本教育長 議案第56号 平成20年度瑞穂町文化賞及び瑞穂町文化奨励賞表彰候補者について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町文化賞表彰要綱に基づき、瑞穂町文化賞及び瑞穂町文化奨励賞の表彰をしたいので、本案を提出するものであります。
- 瑞穂町文化賞表彰候補者は、今年度の該当はございません。瑞穂町文化賞奨励賞表彰候補者個人は、2名の方です。1名は、瑞穂第一小学校6年生の伊藤さくらさんの書道です。第23回毎日学生書初め展覧会で毛筆の部で、文部科学大臣賞を受賞されました。もう1名は、瑞穂中学校1年生の森田葵<sup>あおい</sup>さんの書道です。第43回高野山競書大会で金剛峯寺賞<sup>こんごうぶじ</sup>を受賞されました。
- なお、資料を添付しておりますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。
- 大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がありましたら、発言を許します。
- 吉野委員 中学生の高野山競書大会では、高野山本部から学校へ報告があり、毎日新聞社の表彰については、小学校の新聞にも出ているので受賞が分かるかと思うのですが、これ以外に賞を取った方がいて、漏れなどはないのでしょうか。
- 社会教育課長 学校長の推薦ということで、証明書や賞状等分かるものを付けていただくことにしております。それから、漏れという話ですが、7月の時点で各学校へ依頼をしております。大人については、広報みづほへの掲載のほか、文化連盟に依頼をしておりまして、規定により推薦のあったものを表彰する形になっております。
- 大澤委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

- 吉岡委員 文化賞の表彰要綱に異議があります。15歳という年齢で奨励賞と文化賞と分けるということで、伊藤さくらさんは、1万8257名の中の4名となり、文部科学大臣賞をいただいております。もし、総理大臣賞をいただいても、15歳以下なら奨励賞ということで、年齢で賞の重みを差別するというのは不自然に思うのですが、いかがでしょうか。
- 岩本教育長 先ほどのスポーツ表彰もそうなのですが、矛盾点もあるため、慎重に審議を行って内容を見直し、統一性のあるものにしないといけないと考えております。現在のものが、完全に良いものとは思っておりません。
- 大澤委員長 これから検討課題ということでよろしいでしょうか。
- 吉岡委員 はい。
- 大澤委員長 今回の場合には、年齢により奨励賞ということでよろしいでしょうか。
- 吉岡委員 はい。
- 大澤委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。
- 各委員 (質疑なし)
- 大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第56号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。
- 各委員 (討論なし)
- 大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号を原案通り可決することにご異議ございませんでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。
- 大澤委員長 日程第10 報告事項1 瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱を議題とします。提出者より、提案理由を

求めます。

岩本教育長 報告事項1 瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱について、ご報告を申し上げます。

瑞穂町駅伝競走大会の運営に係る事項について協議するため、瑞穂町駅伝競走大会実行委員会を定めたものであります。これまで、駅伝競走大会の実施については、打合せ会として検討してきたものを、実行委員会方式で運営内容等を検討するものであります。なお、駅伝競走大会については、町部局と教育委員会部局との共催事業になっており、今回町部局の設置要綱として策定したものをご報告いたします。なお、詳細につきましては、横沢社会教育課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

社会教育課長 報告事項1 瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱について、ご説明を申し上げます。

だだいま、教育長から説明がございましたとおり、これまで駅伝競走大会は、打ち合わせ会として実施検討したものを、今年度より実行委員会方式で検討し、当年度及び次年度をも含んだ検討をしていきたいと考えております。

具体的な内容については、第1条については、設置について、定めるものでございます。実行委員会で具体的な運営等を協議していきます。第2条では、所掌事項について、第3条では、組織について、定めるものでございます。第4条では、委員の任期について、定めるものでございます。駅伝競走大会の反省会をもって駅伝競走大会の終了の日と考えております。第5条では、委員長及び副委員長について、第6条では、会議について、定めるものでございます。第7条では、庶務について、定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行するとし、平成20年9月9日からの施行となっております。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がありましたら、発言を許します。

吉岡委員 第4条に委員の任期とありますが、いつからになるのでしょうか。

社会教育課長 第1回目の会議を10月に開催する予定となっております。その時が、任期の始めとなります。

大澤委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 それでは質問等ないようですので、報告事項を終結いたします。

大澤委員長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて、平成20年瑞穂町教育委員会第10回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後3時50分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員